

戸籍に関する証明書等の交付請求書【郵送請求用】

杉並区長宛

令和 年 月 日

※杉並区の正しい本籍を記入してください。

必要な戸籍	本籍	杉並区	番地
	フリガナ	丁目	番地
	筆頭者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

※必ず屋間連絡のつく電話番号を記入してください。また生年月日の記入は任意ですが、ご協力をお願いします。

請求者	現住所		
	屋間の連絡先	電話 ()	自宅・携帯・会社
	フリガナ		生年月日
	氏名		明・大・昭・平 年 月 日
	筆頭者からみてあなたは	本人・夫・妻・父・母・子・祖父母・孫 その他 ()	

※具体的に記入してください。

使いみち	1 パスポート	2 戸籍の届出	3 免許等申請
	4 公的年金請求 (厚生・国民・共済・厚生年金基金・年金)		
	5 相続 死亡された方の氏名: () の () と () の関係がわかるもの ・現在の戸籍 ・死亡記載のあるもの ・出生～死亡まで ・婚姻～死亡まで ・相続手続のために請求をされる場合は、関連する戸籍謄本等の写しがあれば同封してください。		
6 その他 (使用目的や提出先を具体的に)			

※必要なものの番号を○でかこみ、通数を記入してください。

戸籍	1 全部事項証明書 (謄本)	通	9 身分証明書	300円	通
	2 個人事項証明書 (抄本)	通	必要な方の名前 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		通
450円			10 届出書記載事項証明書	350円	通
除籍	3 全部事項証明書 (謄本)	通	11 受理証明書	350円	通
	4 個人事項証明書 (抄本)	通	届出の種類 婚姻・出生・死亡・ 必要な方の名前 届出日 年 月 日 □杉並区役所・ 区民事務所・分室 □他の市区町村 に届出		
750円					
改製原戸籍	5 謄本 (昭和・平成)	通			
	6 抄本 (昭和・平成)	通			
750円					
附票の写し	7 全部	通	12 記載事項証明書 (戸籍・除籍)		通
	8 一部	通	13 その他		通
300円			証明事項 独身証明書・不在籍証明		

【この請求書と一緒に同封していただくもの】(※同封がないと送付できません)

- ①本人確認資料 (免許証の写し等) [住所の記載があるもの。パスポートは住所の記載がないため、本人確認資料にはなりません]
- ②定額小為替 [手数料相当額を郵便局で買い、記入せずに同封してください] ※公的な手当や給付の申請に必要な場合などは手数料が無料になる場合があります。 ※独身証明書・不在籍証明は300円です。その他の証明書はお問い合わせください。
- ③返信用封筒 [本人確認資料の住所と名前を記入し、必要な切手を貼ってください]
- ④戸籍に記載されている方、または直系親族 (本人等) 以外の方が請求の場合は、委任状や疎明資料等が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。

○偽りその他の不正の手段によって、交付を受けたときは、三十万円以下の罰金等に処せられます。(戸籍法第百三十三条、同第百三十四条、住民基本台帳法第四十七条)

その他記入欄

請求の理由

- 権利の行使・義務の履行のため
- 国または地方公共団体の機関に提出するため
- その他

提出先

理由（具体的に）

1 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を具体的に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関への提出を必要とする理由も具体的に記載してください。

(3) その他、正当な理由があって請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を具体的に記載してください。

2 疎明資料の提供について

(1) 請求書に記載された請求理由を明らかにする資料を添付してください。

(2) 相続などで請求される場合は、相続関係等がわかる戸籍（写し）を添付してください。直系親族であっても、杉並区の戸籍から関係が分からない場合は、戸籍（写し）を添付してください。

(3) 記載された理由や添付資料で明らかにならない場合は、追加資料の提供を求められます。

3 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員でなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4 請求者が代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類を添付してください。

5 プライバシーの侵害・差別的行為につながるような不当な請求には応じられません。

6 国民保険証などの被保険者証の写しには記号番号・被保険者番号をマスキングしてください。

7 その他

公的年金の請求、児童扶養手当の申請などの公的な手当や給付の申請に必要な場合は手数料が無料になる場合がありますので「使いみち」欄に用途をご記入ください。ご不明な点はお問い合わせください。